



令和 5 年 8 月 7 日

内閣府政策統括官（防災担当）

令和 5 年梅雨前線による大雨災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（福岡県）

1. 令和 5 年梅雨前線による大雨災害について、福岡県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
久留米市 (くるめし)	7月8日	第1条第2号	10以上	—	—
東峰村 (とうほうむら)	7月8日	第1条第6号	2以上	—	—
広川町 (ひろかわまち)	7月8日	第1条第6号	2以上	—	—

注：上記の数値は令和 5 年 8 月 3 日（木）15時00分現在の福岡県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第2号（10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）及び第6号（支援法施行令第1条第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）で、その自然災害により5以上（人口5万未満の市町村は2以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村）に係る自然災害に該当することによる。

※1 令和 5 年梅雨前線による大雨災害では、秋田県において支援法を適用。

※2 東峰村は人口1,899人、広川町は人口19,969人（令和 2 年国勢調査による）であり、人口50,000人未満であることから、それぞれ全壊2世帯以上で第6号に該当。

（福岡県においても同時発表。）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

宮下、津軽、北島

TEL 03-5253-2111（内線51279）

03-3503-9394（直通）